

食品ロス削減を啓発するための カードゲーム制作業務委託

仕様書

1 委託業務名

食品ロス削減を啓発するためのカードゲーム制作業務委託

2 委託業務の概要

本市が作成した試作品をベースに改良したうえで、小学校高学年から高齢者までが食品ロスが発生する理由、発生した場合にどのような行動をとるべきかを学ぶことができるカードゲームを制作する。

なお、本市試作品の閲覧等可能期間（閲覧の前に、本市職員からの試作品のルール等についての解説を行う。）を別途設けている（募集要項 p.1 参照）。

（制作物の内容・部数）

カード	100セット
ルールブック	100部
ケース	100個

3 委託期間

契約締結日から令和2年9月30日（水）まで

4 契約上限額

960千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 納品

ケースにカードとルールブックを入れた状態で100セットを納品すること

6 その他

(1) 業務終了時検査及び委託料の精算

この委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

(3) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

(4) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(5) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施,成果の普及を図るため,この委託業務により生じた著作権については,原則として京都市に帰属させるものとする。

(6) 納品後の瑕疵

納品後に瑕疵が発覚した場合,委託期間が経過していたとしても,その瑕疵に対して適切に対処すること

(以 上)